早島町告示 第１４１号

**公募型プロポーザル実施公告**

　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり提案を募集する。

　令和７年５月２９日

早島町長　 佐　藤　博　文

**早島町立学校オンライン英会話委託業務公募型プロポーザル実施要領**

**１　提案に付する事項**

（１）業務名称

　早島町立学校オンライン英会話委託業務

（２）趣旨

本要領は、国際化社会に対応する教育施策の一環として、小中学校にてオンライン英会話（以下「英会話」）を実施するにあたり、児童生徒が外国人講師（以下「講師」）と英語で会話する機会を多く確保することによって、英語でコミュニケーションをした実感・達成感を得て、英語に対する興味・関心を高め国際社会で活躍できる人材を育成するため、専門的な知識と経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を同業務契約の優先交渉業者として選定することを目的に必要な事項を定める。

上記の選定に当たっては、広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

（３）契約期間

令和７年８月１日から令和８年３月３１日まで

（４）提案限度額

　　　984,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

　　　　※早島小学校・中学校で実施する業務委託料の総額

**２　提案に参加できる者の要件**

　提案の公告日から候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定するものでないこと。

（２）民間企業、シルバー人材育成センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適格に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

（４）令和７・８年度早島町入札参加資格申請で「役務」に登録がある者。

（５）過去５年以内に教育アプリ等導入・運用の公的機関等との契約において、契約を適正に履行した、又は履行している実績を有すること。

**３　提案参加手続等**

（１）仕様書及び様式等の配布期間及び場所

ア　配布期間

　本公告日から令和７年６月１１日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　配布場所

　〒701-0303　岡山県都窪郡早島町前潟360番地1

　早島町教育委員会　学校教育課

　電話番号　086-483-2211

　なお、早島町ウェブサイトからダウンロードもできる。

URL <http://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/gakko_kyoiku/bosyu/5164.html>

（２）提案参加表明方法

ア　提出書類

①早島町立学校オンライン英会話委託業務参加申込書（様式第１号）（以下「参加申込書」という。）

②暴力団排除に係る誓約書（様式第２号）

イ　提出期限

　　　　令和７年６月１７日（火）正午（必着）

ウ　提出場所

　　上記（１）イの場所に同じ。

エ　提出方法

　　持参または郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、イの提出期限までに必着のこと。）

（３）提案参加資格要件の審査

　参加申込書を提出した者について、上記２の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和７年６月２０日（金）までに結果を電子メールで通知する。この通知を受けた者は、この提案に参加することができない。

（４）提案に当たっての質問の受付及び回答

ア　受付期間

　令和７年６月１９日（木）正午（必着）

イ　受付方法

　「質問書」（様式第３号）により電子メールで送信すること。

　なお、電話又は口頭による質問には応じない。

ウ　宛先

　早島町教育委員会　学校教育課

▼電子メールアドレス

　gakko@town.hayashima.lg.jp

エ　回答方法

　提案者すべてにメールで回答する。ただし、本提案に直接関係のないもの、質問者に固有のもの並びにその他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

（５）参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者が参加を辞退する場合は、辞退届(様式第５号)を令和７年　６月２６日（木）正午までに持参又は郵便により事務局まで提出すること（閉庁日を除く）。

※郵送の場合は配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。

**４　提案**

（１）提案書の提出

　提案参加者は、「早島町立学校オンライン英会話委託業務提案書等作成要領」により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア　提出期限

　令和７年６月２６日（木）正午（必着）

イ　提出場所

　上記３（１）イの場所に同じ。

ウ　提出書類

　・提案書（正本１部、副本５部）

　・見積書（正本１部）

エ　提出方法

　持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

（２）提案書の説明

　提案参加者は、（１）による提出書類により、次によりヒアリングを行うこととする。

ア　ヒアリング日

　令和７年７月上旬

　詳細は、おって提案参加者に連絡する。

イ　ヒアリング時間

　３０分以内（時間の超過は認めない）。ヒアリング終了後、当町からの質疑及びこれに対する提案参加者からの応答の時間を１０分程度設ける。

ウ　ヒアリング会場

　早島町役場（予定）

　詳細は、おって技術提案者に連絡する。

エ　説明者

　説明者の人数は、令和７年６月２６日（木）正午までに上記３の（１）のイへ知らせること。

　　オ　説明に必要な機材

　　　　スクリーン、プロジェクタ及び電源は、本町の設備を提供する。その他説明に必要な機材（ＰＣ等）は、提案参加者が持参すること。

**５　契約候補者の選定及び契約の締結等**

（１）契約候補者の選定

　「早島町立学校オンライン英会話委託業務提案評価基準」に基づき、早島町プロポーザル審査委員会設置規程により設置された選定委員会委員で採点し、上記４による書類の内容及びヒアリングの内容により得点が最も高かった者を契約候補者に選定する。

（２）契約の締結

　契約候補者と提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

**６　不適格事項**

　次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

（１）提案に参加する資格のない者及び上記３の（2）のイの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。

（２）提案書が、上記４の（1）のアの提出期限を超えて提出されたとき。

（３）提案参加者が、上記４の（2）に規定する説明を行わなかったとき。

（４）提案内容に不足又は虚偽の内容があったとき。

（５）提案参加者が、上記２に定める提案に参加できる者の資格を喪失したとき。

（６）その他、提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

**７　その他**

（１）本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

（２）提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、ヒアリング時における補足説明資料の配布については、この限りでない。

（３）提出する提案書は、提案参加者ごとに1案のみとする。

（４）提案書の作成及び提案に関するヒアリングに要するすべての費用は、参加者の負担とする。

（５）提出書類は、契約候補者選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。

（６）提出書類は返却しない。

（７）審査経過については公表しない。

（８）本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。